

## 篠ノ井中央公園における Park-PFI による軽飲食店等設置管理事業公募設置等指針に関する質問及び回答

事業者説明会での質問及び回答（ページ表記は公募設置等指針のもの）

| 番号 | 質 問                                                                                                       | 回 答                                                                                            |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 利便増進施設を設置する際に、公募対象公園施設が設置可能な範囲内でも占用料は発生するのか。P. 9⑥                                                         | 利便増進施設は、公募対象公園施設の設置可能範囲内であっても、原則として占用料が発生します。                                                  |
| 2  | 店舗の向きについては、市の意向を強く受けるのか。P. 9エ                                                                             | 公募設置等指針P 9に記載のとおり、公園との一体性に配慮した計画としてください。<br>なお、市が特定の方向性を求めているものではありません。                        |
| 3  | 店舗専用駐車場を設ける場合、設置台数は事業者が任意で決めてよいのか。また、設置台数が少ないと審査に影響することはあるのか。P. 10キ                                       | 店舗専用駐車場の設置台数は、事業者が任意で決めることができます。審査の評価基準は、公募設置等指針P22に記載のとおりです。                                  |
| 4  | 工事の際に開催する、近隣住民等を対象とした説明会は、どこの地域の範囲までを想定しているのか。P. 10チ                                                      | 工事の影響を受ける範囲の住民等を対象と考えています。具体的には、工事内容等を踏まえて協議のうえ決定します。                                          |
| 5  | 任意提案のドックフレンドリーな取組や事業アイデアは、アイデアのみでも問題ないか。P. 11任意提案                                                         | 任意提案は、事業者に実施していただく取組を想定していますが、アイデアのみを記載することも可能です。<br>なお、提案内容が「取組」または「アイデア」のどちらかに該当するかをお示しください。 |
| 6  | 地中埋設物が発見された場合の費用負担について、特定公園施設は協議による取扱いとされていますが、事業費の見込みに影響するため、費用負担の考え方を事前に確認したい。P. 25【別表：リスク分担表】（異常事態リスク） | 公募設置等指針P25【別表】リスク分担表に記載のとおり、特定公園施設の工事中の不可視部における費用は、協議のうえ決定します。                                 |
| 7  | 特定公園施設を譲渡した後の維持修繕（破損等）は、認定計画提出者の責任となるのか。P. 26【別表：リスク分担表】（修繕）                                              | 公募設置等指針P26【別表】リスク分担表に記載のとおり、特定公園施設を譲渡後の修繕は、市の責任になります。                                          |
| 8  | 店舗利用者の専用駐車場を設置した場合は、地代が発生するのか。                                                                            | 公募設置等指針P11からP12に記載のとおり、駐車場は公募対象公園施設の許可面積に含まれるため、使用料が発生します。                                     |

|    |                                                               |                                                 |
|----|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 9  | 質疑の回答は、どのような形式で公表されるのか。                                       | 長野市公式ホームページにおいて、質問者が特定されない形式で公表します。             |
| 10 | 特定公園施設として、ランニングコストが掛かるものについては設置できるか。                          | 設置は可能ですが、ランニングコストの概要についてもお示しください。               |
| 11 | 公募対象公園施設を建設するにあたり、事前にインフラ整備費用を見込むため、公式な質問受付期間外で、個別の質問・協議は可能か。 | 公募対象公園施設の建設に伴うインフラ整備については、管理者に直接お問い合わせください。     |
| 12 | 雨水処理設備を既存公園設備と接続可能か。                                          | 雨水は、浸透処理が原則となりますが、土井沢堰に排水する場合は用水管理者と協議が必要となります。 |
| 13 | 公募対象公園施設範囲内の元地は何か。                                            | 工場の倉庫及び農地でした。                                   |
| 14 | 特定有害物質を取り扱っていた土地に該当するか。                                       | 該当しません。                                         |

## 篠ノ井中央公園における Park-PFI による軽飲食店等設置管理事業公募設置等指針に関する質問及び回答

質問受付期間における質問及び回答（ページ表記は公募設置等指針のもの）

| 番号 | 質 問                                                                                                                       | 回 答                                                                                                                                     |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 公募対象公園施設が設置可能な範囲に公園の駐車場が含まれますが、公園全体の駐車場が減っても問題御座いませんか。P. 7③平面図                                                            | 公募設置等指針P10に記載のとおり、既存の施設を改変する場合は同等（同数）以上の機能を持つ施設を設置してください。                                                                               |
| 2  | 店舗の正面の向きは公園との一体性を考慮し市と協議すると思いますが、提案時から大幅な変更が出る場合、取組の可否に影響を及ぼす可能性が御座いますので貴市の考える公園との一体性を配慮した向きがあればご教示下さい。P9.2【計画・設計について】（エ） | 公募設置等指針P 9に記載のとおり、公園との一体性に配慮した計画としてください。<br>なお、市が特定の方向性を求めているものではありません。                                                                 |
| 3  | 既存公園施設について原則撤去、改修は認められないとありますが、既存の能力等を損なわなければ内容により提案は可能でしょうか。P10.【その他】（サ）                                                 | 既存施設と同等以上の機能を確保できる場合は、提案が可能です。                                                                                                          |
| 4  | 物価等の変動が著しく、運営コストが増加した場合は、当初予測できないため、全て事業者側がリスクを分担できません。協議とさせていただきたい。P25.【別表：リスク分担表】（経済リスク）                                | 公募設置等指針P25【別表】リスク分担表に記載のとおり、物価等の変動リスクは、事業者の負担となります。                                                                                     |
| 5  | 工事時の自然災害等により追加費用や工期延長が発生した場合は、協議によるものとして宜しいでしょうか。P25.【別表：リスク分担表】（異常事態リスク）                                                 | 公募設置等指針P25【別表：リスク分担表】に記載のとおり、自然災害等による追加費用については、公募対象公園施設は事業者の負担とし、特定公園施設は協議のうえ決定します。<br>また、工期延長の取扱いについては、公募対象公園施設、特定公園施設のいずれも協議のうえ決定します。 |

|    |                                                                                                                                            |                                                                                                            |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6  | <p>工事中の不可視部における費用について、事業者による予見が困難である為、事業計画に含めることが出来ません。設計・施工にかかる調査などによって予見できない不可視部における費用は、貴市の負担という認識で宜しいでしょうか。P25.【別表：リスク分担表】（異常事態リスク）</p> | <p>公募設置等指針P25【別表】リスク分担表に記載のとおり、工事中の不可視部における費用は、公募対象公園施設は事業者の負担となります。</p> <p>また、特定公園施設については、協議のうえ決定します。</p> |
| 7  | <p>運営費の増大について、事業者の責による運営費の増大は事業者分担で、どちらの責によらないものは協議とならないでしょうか。P26【別表：リスク分担表】管理運営リスク</p>                                                    | <p>公募設置等指針P26【別表】リスク分担表に記載のとおり、市以外の要因による運営費の増大は、事業者の負担となります。</p>                                           |
| 8  | <p>公園利用者減少の要因が市側の場合は、リスク分担は市または協議でよろしいでしょうか。P26【別表：リスク分担表】管理運営リスク</p>                                                                      | <p>公募設置等指針P26【別表】リスク分担表に記載のとおり、公園利用者減少による収入の減少は、事業者の負担となります。</p>                                           |
| 9  | <p>管理棟をはじめ公園内の既存建物などと接続しなければならない設備は無いと考えて宜しいでしょうか。（外灯、放送、監視カメラ等）</p>                                                                       | <p>公募対象公園施設については、原則接続しなければならない設備はありません。なお、特定公園施設については、接続が必要となる場合があります。</p>                                 |
| 10 | <p>給水設備平面図によると公募対象施設エリアに既存給水管がありますが、公募対象施設で使用することは可能でしょうか。</p>                                                                             | <p>可能です。</p>                                                                                               |
| 11 | <p>多目的広場などで定期・不定期を問わず行われているイベントなどがあればご教示下さい。</p>                                                                                           | <p>公募設置等指針P6に記載のほか、地域のイベントとして、グラウンドゴルフ大会（令和7年度計5回）、どんど焼き（令和7年度1回）、錦鯉の品評会（令和7年度1回）等がありました。</p>              |
| 12 | <p>公募対象施設の対象地に以前建物があったと思われます。<br/>建物配置や用途など地歴がわかる資料がありましたらご教示下さい。</p>                                                                      | <p>工場の倉庫及び農地でしたが、お示しできる資料はありません。</p>                                                                       |
| 13 | <p>特定公園施設の整備にあたり、篠ノ井中央公園公園独自に統一している仕様などルールがあればご教示下さい。</p>                                                                                  | <p>ありません。</p>                                                                                              |

|    |                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14 | 事業者の費用で土壤汚染調査を公募設置等の提出前に実施してもよろしいでしょうか。                        | 篠ノ井中央公園は、土壤汚染対策法に基づく調査が求められる要件（以下①から③）のいずれにも該当しないため、調査は不要と判断しており、調査実施については対応しかねます。また、今後、土壤汚染調査を実施する予定はありません。<br>①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（第3条）<br>②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（第4条）<br>③土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（第5条） |
| 15 | 契約締結の可否に関わる為、協定書の内容を事前に関示していただきますようお願い致します。                    | 基本協定書（案）については、8月中を目途に、長野市公式ホームページで公開予定です。                                                                                                                                                                                                        |
| 16 | 応募登録後に事業者の都合により事業への参加を辞退する場合、基本協定書の締結前はペナルティが無いという認識で宜しいでしょうか。 | 基本協定書の締結前においては、ペナルティはありません。                                                                                                                                                                                                                      |
| 17 | 公募対象施設として設置した建物は、供用開始後に事業の承継を前提として第三者に売却することは可能でしょうか。          | 基本協定書に、条件付きで第三者への売却を可能とする条項を設ける予定です。詳細については、後日公開予定の基本協定書（案）をご確認ください。                                                                                                                                                                             |